

給与支払報告書(個人別明細書)記入例

支払を受ける者

住所

- (1)令和8年1月1日現在、実際に住んでいる（生活の本拠となっている）住所を記入してください。

(2)アパート、マンション名、部屋番号も正確に記入してください。

(3)退職した方について、退職時の住所を記入してください。
※なお、この欄に記入した住所が住民登録地と異なる場合には、摘要欄に住民登録地を記入してください。

氏名・フリガナ・個人番号

受給者の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください

受給者番号

納税義務者用の税額通知を電子データで受取希望の場合は、必ず記入してください。

住宅借入金等特別控除の額の内訳

- (1) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用がある場合は、適用数、控除可能額及び居住開始年月日等を記入してください。なお、居住開始年月日の年は和暦で記入してください。

(2) 適用を受けている (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の区分を下記のとおり記入してください。

住宝借入金等特別控除区分

区分	記入方法
一般の住宅借入金等特別控除(増改築等を含む。)	住
一般の住宅借入金等特別控除(増改築等を含む。)で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	住(特家)
認定住宅(等)の新築(取得)等に係る住宅借入金等特別控除	認
認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	認(特家)
特定増改築等住宅借入金等特別控除	増
震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定(以下「震災再取得等」)を適用	震
震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	震(特家)

※上記の区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が

- ・「特定取得」（特別特定取得以外）の場合は「（特）」
- ・「特別特定取得」の場合は「（特特）」
- ・「特例特別特例取得」の場合は「（特特特）」

と併記してください。
(3)2 以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合は、その住宅の取得等ごとに「住宅借入金等年末残高」を記入してください。

控除対象配偶者・配偶者特別控除

- (1)控除対象配偶者を有する場合のみ、「有」の欄に「○」を付けてください。また、控除対象配偶者が老人控除対象配偶者（70歳以上）である場合は、「老人」の欄に「○」を付けてください。

(2)配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記入してください。また、その配偶者の合計所得金額を「配偶者の合計所得」の欄に記入してください。

◎詳細については、国税庁ホームページの
「年末調整がよくわかるページ」を御確認
ください。



摘要

- (1)前職分を含んで年末調整している場合は、前職分（複数ある場合は全て）の支払者、支払金額、源泉徴収税額及び社会保険料控除額を記入してください。

(2)普通徴収切替理由書の普A～普Fのいずれかに該当する場合は、該当する符号を記入してください。

(3)控除対象配偶者を除く同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、その配偶者の氏名を記入し、氏名の後に「(同配)」と記入してください。

(4)控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上の場合には、5人目以降の扶養親族の氏名を記入し、16歳未満の扶養親族については、氏名の後に「(年少)」と記入してください。

(5)摘要欄に氏名を記入した16歳未満の扶養親族が国外に居住している場合は、氏名の後に「(非居住者)」と記入してください。16歳以上の扶養親族が国外に居住している場合は、次ページの「(源泉・特別)控除対象配偶者・控除対象扶養親族」の表から対応する数字を記入してください。

(6)特定親族特別控除に関する事項の記入方法については、次ページを参照してください

16歳未満の扶養親族

- (1) 16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を必ず記入してください。

(2)非居住者である場合は、区分の欄に「○」を付けてください。
※ 16歳未満の扶養親族とは、平成22年1月2日以降に生まれた方をいいます

中途就·退職

年の途中で就職や退職（死亡退職を含む。）した場合は該当する区分の欄に「○」を付け、その日目を記入してください。

受給者生年月日

受給者の生年月日の元号を漢字（「大正」、「昭和」、「平成」又は「令和」）で記入してください。

支払者

支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及び個人番号又は法人番号を記入してください。

○令和8年度用の給与支払報告書を使用してください。旧様式の給与支払報告書は受付できません。

(源泉・特別) 控除対象配偶者・控除対象扶養親族

- (1) (源泉・特別) 控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を必ず記入してください。

(2) 控除対象配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を付けてください。また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の内容に応じて、次のとおり記入してください。

控除対象扶養親族の区分	記載方法
居住者	00※1
非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01
非居住者(30歳以上70歳未満、留学生※2)	02
非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)	03
非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3)	04

※1 源泉徴収票を書面で税務署へ提出する場合は、空欄としてください

※2 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなったかたをいいます。

※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者から、その年に生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けているかたをいいます。

※4 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記入してください。

寡婦・ひとり親控除

次のいずれかの区分に該当する場合には、該当する欄に「〇」を付けてください。

①寡婦控除（ひとり親に該当する人を除く。）

1. 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次の要件のいずれにも該当する人
 - ⅰ. 扶養親族を有する
 - . 合計所得金額が 500 万円以下
 - ⅱ. その人と事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない
 2. 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人で、次の要件のいずれにも該当する人
 - ⅰ. 合計所得金額が 500 万円以下
 - . その人と事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない

②ひとり親控除

所得者本人が現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人で、次の要件のいずれにも該当する人

- ④ その人と生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が 58 万円以下の子に限る。）を有する
 - 合計所得金額が 500 万円以下
 - △ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない

【変更あり】給与所得控除の額

以下の表から給与所得控除の額を計算し、給与所得控除後の金額を記入してください。

給与収入	給与所得控除の額
162万5,000円以下	
162万5,000円超180万円以下	65万円
180万円超190万円以下	
190万円超360万円以下	給与収入×30% + 8万円
360万円超660万円以下	給与収入×20% + 44万円
660万円超850万円以下	給与収入×10% + 110万円
850万円超	195万円(上限)

【新設】特定親族特別控除

生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等で、控除対象扶養親族に該当しないかた（合計所得金額 58 万円超 123 万円以下）を有する場合には、前年の総所得金額等から控除額が適用されます。

特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に次のように記入してください。

区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	特定期親特別控除額
合計所得金額 58万円超 85万円以下	10	11 63万円
85万円超 90万円以下	20	21 61万円
90万円超 95万円以下	30	31 51万円
95万円超 100万円以下	40	41 41万円
100万円超 105万円以下	50	51 31万円
105万円超 110万円以下	60	61 21万円
110万円超 115万円以下	70	71 11万円
115万円超 120万円以下	80	81 6万円
120万円超 123万円以下	90	91 3万円

【変更あり】基礎控除の額

基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。

合計所得金額	基礎控除の額
132 万円以下	95 万円
132 万円超 336 万円以下	88 万円
336 万円超 489 万円以下	68 万円
489 万円超 655 万円以下	63 万円
655 万円超 2,350 万円以下	58 万円
2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	0 円